

令和8年度高知市職員提案制度実施要領

1 趣旨

職員の自由で独創的な発想による本市行政に関する提案を奨励し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質向上を図るため、高知市職員提案制度実施規程（平成29年9月5日高知市庁達第14号）に基づき、令和8年度高知市職員提案制度（職員提案、職員アイデアBOX）を実施するもの。

2 募集提案

【職員提案】

(1) テーマ提案

『業務改革』

- ①時間外労働を減らす
- ②ルーティンワークの業務時間を減らす
- ③問合せ（年間〇件以上）を減らす
- ④ミスやリスクを減らす

(2) チャレンジ提案

提案者がテーマを自由設定

※ただし、テーマ提案の①、②、③、④以外のもの

【職員アイデアBOX】

提案者がテーマを自由設定

3 提案の要件

- (1) 提案は、あらゆる分野に関する具体性のある政策的なもの又は事務事業の改善を図るものについて行うことができる。
- (2) 提案内容は、職員の創意又は研究による具体的かつ建設的なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ① 市民サービスの向上に役立つもの
 - ② 事務能率の向上に役立つもの
 - ③ 経費の節減に役立つもの
 - ④ 歳入の増加につながるもの
 - ⑤ 組織の活性化につながるもの
 - ⑥ 本市のイメージ向上につながるもの
 - ⑦ 上記に掲げるもののほか、公益上有効であるもの
- (3) 提出された提案の内容が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、提案として取り扱わない。
 - ① 単なる不平、不満、希望、苦情、批判等で建設的でないもの
 - ② 上記に掲げるもののほか、提案として取り扱うことがこの提案制度の趣旨に反すると認められるもの

4 募集期間

【職員提案】

令和8年5月11日（月）～7月10日（金）

【職員アイデアBOX】

令和8年5月11日（月）から、令和9年度職員提案制度の募集開始日の前日までの期間（通年）

5 提案者の資格

【職員提案】

市長部局（出納課を含む。）、議会事務局、上下水道局、消防局、監査委員事務局、教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）及び各行政委員会事務局の課長補佐級以下の所属職員（会計年度任用職員等含む。）とする。

提案者は、個人又は2人以上のグループで提案を行うことができる。ただし、課長補佐級の職員については、原則として、現在所属する課の所管業務に関する提案を行うことはできない。

【職員アイデアBOX】

全職員（会計年度任用職員等含む。）

6 提案の方法

- (1) 提案者は、「職員提案書」若しくは「職員アイデアBOX様式」を作成し、事務局（総務部行政改革推進課）宛に電子データで提出すること。
- (2) 補足資料がある場合は、イラストや図を用いて分かりやすく説明した資料等を添付し、事務局宛に電子データで提出すること。
- (3) 提出された職員提案書、職員アイデアBOX様式及び補足資料等は、返却しない。
- (4) 提案を行うに当たっては、自らの職務の遂行に支障を来さないようにしなければならない。

7 提案の審査等

- (1) 事務局は、提出された提案について、提案者の所属、職名及び氏名を秘して、提案内容に係る関係課への意見聴取等の必要な調整を行い、その結果を高知市職員提案制度推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）に報告する。
- (2) 幹事会は、下表「審査基準表」に基づき審査及び提案に対する評価を行う。ただし、職員アイデアBOXについては、「審査基準表」における審査要素「研究努力」を除いて評価を行う。

また、幹事会は、審査及び評価に当たって、職員提案の提案者に対して、内容の補足説明等を求めることができる。

【審査基準表】

評点	審査要素		
30点満点	規程第2条第2項の要件に基づく効果	提案書の要件に基づく効果があるか	
30点満点	実現性	財政面から実現の可能性が高いか	15点
		法令・技術・仕組等の面から実現の可能性が高いか	15点
20点満点	創造性（着眼点）	提案内容に創意工夫がされているか	
20点満点	研究努力	提案に際し調査研究がされているか	
要請区分			
実施する	実施に向けた検討を要請する	実施を要請しない	

- (3) 提案者は、提案を提出後に、幹事会から内容の説明（プレゼンテーション等）を求められた場合、業務に支障がない限り、これに応じなければならない。また、幹事及び事務局からの助言等の有無に関わらず、提案の提出後であっても審査までの間に内容の修正及び改善をすることができる。
- (4) 幹事会の審査の結果を踏まえ、高知市職員提案制度推進委員会が表彰区分を決定する。
- (5) 審査の結果については、提案者に直接通知するものとする。

【職員提案】

- ① 審査期間：令和8年9月中旬から9月下旬予定
- ② 結果通知：11月上旬予定

【職員アイデアBOX】

- ① 審査対象：令和8年5月11日（月）から令和9年度職員提案制度の募集開始日の前日までの提出分
- ② 審査期間：令和9年5月から7月予定
- ③ 結果通知：令和9年11月予定

8 表彰等

優秀な提案の提案者には、以下のとおり表彰を行い、勤勉手当の成績率決定の際に、当該表彰を評価することができる「成果・貢献等」の一つとして取り扱うこととする。

- (1) 市長賞
- (2) 優秀賞
- (3) 提案賞
- (4) 奨励賞

9 提案の公表

- (1) 表彰された優秀な提案(職員アイデアBOX含む)は、提案内容、提案者の所属、職名及び氏名を高知市ホームページ及び職員情報共有システム内キャビネットにおいて公表するものとする。
- (2) 表彰対象とならなかった職員提案は、提案概要を高知市ホームページで、また、提案内容を職員情報共有システム内キャビネットにおいて公表するものとし、提案者の所属、職名及び氏名は公表しない。ただし、提案の公表に当たって、提案者が所属、職名及び氏名の公表を希望する場合は、提案内容等と併せて、所属、職名及び氏名を公表する。
- (3) 表彰対象とならなかった職員アイデアBOXの提案は職員情報共有システム内キャビネットにおいてのみ、公表するものとし、提案者の所属、職名及び氏名は公表しない。

10 提案の実施

- (1) 審査後、各提案に対する要請区分に応じて、関係部局の長に提案の事業化に向けての実施要請等を行う。
- (2) 提案内容に係る関係課は、提案内容の実現のため、当該提案者と共同することとし、また行政改革推進課の求めに応じて、事業報告書を提出する。

11 提案に伴う諸権利

提案に関する全ての権利は、高知市に帰属するものとする。

12 その他

職員は提案制度の積極的な活用に努めるものとし、所属長は提案制度の積極的な支援及び推進を図るものとする。

13 問合せ

職員提案制度推進委員会事務局 総務部行政改革推進課
担当：吉本【内線：4454 外線：823-9071】